

【総合取引約款 新旧対照表（2024年11月5日）】（下線部分変更箇所）

旧	新
総合取引約款	総合取引約款
<p>（取得の申込み）</p> <p>第 11 条 1. お客さまが当社に取扱商品の取得を申し込む際は、当社は、お客さま本人による申込みであることを当社の定める相当の方法により確認することとします。</p> <p>2. 取得の申込単位は、当社が定める申込単位とします。</p> <p>3. 取得に際しては、各商品を取扱う投資信託委託会社の定める手数料又は当社の定める手数料を負担していただきます。</p> <p>4. 申込代金の全部又は一部の支払いが銀行振込による場合には、お客さまの取得の申込みがあった日が以下の各号のすべてを満たすとき、当社はその申込日当日に取得申込みの手続きを行います。なお、以下の各号のいずれかが満たされない場合には、当社はその申込日の翌営業日以降で最初に各号のすべてを満たす日に取得申込みの手続きを行います。</p> <p>(1) 取得の申込みがその日の午後 3 時までに行われた場合</p> <p>(2) 取得の申込日までに当社で申込代金の入金確認ができた場合</p> <p>(3) 申込日が当社の営業日でかつ当該商品の申込不可能日でない場合</p> <p>5. 申込代金を預り金から充当する場合には、前項各号のうち第 2 号を除く要件を満たすとき、前項に準じて取得申込みの手続きを行うものとします。</p> <p>6. 大口取得の申込みに対しては、投資信託受益権等の財産資金管理を円滑に行うため、これを制限することがあります。</p>	<p>（取得の申込み）</p> <p>第 11 条 1. お客さまが当社に取扱商品の取得を申し込む際は、当社は、お客さま本人による申込みであることを当社の定める相当の方法により確認することとします。</p> <p>2. 取得の申込単位は、当社が定める申込単位とします。</p> <p>3. 取得に際しては、各商品を取扱う投資信託委託会社の定める手数料又は当社の定める手数料を負担していただきます。</p> <p>4. 申込代金の全部又は一部の支払いが銀行振込による場合には、お客さまの取得の申込みがあった日が以下の各号のすべてを満たすとき、当社はその申込日当日に取得申込みの手続きを行います。なお、以下の各号のいずれかが満たされない場合には、当社はその申込日の翌営業日以降で最初に各号のすべてを満たす日に取得申込みの手続きを行います。</p> <p>(1) 取得の申込みがその日の <u>15 時まで</u>（ただし、当社が定める場合には、<u>15 時 30 分まで</u>とします。）に行われた場合</p> <p>(2) 取得の申込日までに当社で申込代金の入金確認ができた場合</p> <p>(3) 申込日が当社の営業日でかつ当該商品の申込不可能日でない場合</p> <p>5. 申込代金を預り金から充当する場合には、前項各号のうち第 2 号を除く要件を満たすとき、前項に準じて取得申込みの手続きを行うものとします。</p> <p>6. 大口取得の申込みに対しては、投資信託受益権等の財産資金管理を円滑に行うため、これを制限することがあります。</p>
<p><u>2024年9月11日</u></p>	<p><u>2024年11月5日</u></p>